

ひとり親家庭等医療費助成（父又は母のみ） 助成方法の変更に関するご案内

野々市市では、平成28年1月診療分から、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象の父又は母に対する医療費の助成方法を自動償還払い方式に変更いたします。

自動償還払い方式では、受給資格証を野々市市内の医療機関の窓口で提示していただくと、以下のとおり、市へ申請することなく助成金の支給を受けるようになります。

	平成28年1月からの医療費助成制度	これまでの制度
受給者証	ひとり親家庭等医療費受給資格証（ピンク色）	対象者にはすでに交付済
窓口負担額	保険診療の自己負担額（総医療費の3割）	
助成方法	自動償還払い	償還払い
取扱 医療機関	野々市市内の病院・診療所・薬局 (市内医療機関でも自動償還払いに対応していない場合もあります。事前に医療機関にご確認ください。)	限定なし
1か月の 自己 負担額 (上限)	月1,000円 窓口で負担した額（保険適用分）の1か月の合計から1,000円を差し引いた金額を、診療月から3か月後、市から受給者の口座に振込みます。 <u>市への申請は不要です。</u> (例：1月診療分は4月に振込) ただし、保険診療分のうち自動償還払いにならなかったものについては、市へ申請手続きが必要です。	月1,000円 <u>市に申請すると</u> 、窓口で負担した額（保険適用分）の1か月の合計から1,000円を差し引いた金額を、申請の翌月に受給者の口座に振込みます。

【受給資格証について】

ひとり親家庭等医療費助成対象の父又は母に対して、今回新しい受給資格証は送付しませんので、すでに交付しているピンク色の受給資格証を医療機関の窓口で提示してください。毎年10月に前年所得等の受給資格の審査を行い、更新します。

なお、ひとり親家庭等医療費助成対象の児童に対しては、別途カード型の新しい受給資格証（紅色又はエンジ色）を交付します。今後は1人1枚受給資格証が交付されますが、親と児童では助成方法が異なりますのでご注意ください。有効期間を確認し、取扱い医療機関の窓口では、受診ごとに必ずそれぞれの受給資格証を提示してください。

【自動償還払いにかかる場合があります】

下記の場合は、自動償還払いになります。これまでどおり、医療機関の窓口で保険診療の自己負担額（総医療費の2割又は3割）を支払い、診療を受けた翌月の初日から1年以内に領収証を添えて子育て支援課に申請してください。（償還払い）

- 平成27年12月以前に受診した場合 ●受給資格証を提示しないで受診した場合 ●市外の医療機関で受診した場合（市内医療機関でも自動償還払いに対応していない場合がありますので、事前に医療機関にご確認ください。）
- 整骨・接骨・鍼灸院にかかった場合 ●治療用補装具を作った場合 ●他の公費負担医療制度に該当する場合

[問い合わせ] 野々市市健康福祉部子育て支援課 ☎ (076) 227-6077